

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「委員会」という）は、証券取引及び金融先物取引の公正を図り、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持する目的で、平成4年7月20日に発足した機関である。

委員会は、委員長及び2名の委員で構成される合議制の機関で、その任命は大蔵大臣が国会の同意を得て行うが、委員長及び委員は独立してその職権を行使する。委員会には、その事務を処理するために事務局が置かれているほか、地方の財務局、財務支局及び沖縄総合事務局（以下「財務局等」という）に証券取引等監視官が置かれている。

このような体制のもと、委員会は、証券会社等に対する検査、日常的な市場監視及び取引の公正を害する犯則事件の調査等の活動を通して、市場の公正性・透明性を確保し、我が国証券市場等の健全な機能の発揮に資することとしている。

平成9年7月には、委員会発足後5年を経過し、平成10年7月1日までに現行の体制のまま金融監督庁に移管されることとなっている。

これまでの間、一般的には、ルール遵守の重要性の認識が深まりつつあると思われるものの、未だ十分であるとは認めがたい面がある。特に市場仲介者である証券会社等及びその役職員における取引ルール遵守意識が徹底されているとは言いがたい。

現在検討されている金融システム改革の実施により、市場監視機能は一層重要になるものと予想されるが、今後、委員会の果たす役割はますます重要となることから、与えられた責務を一層適切に果たす必要がある。

本公表の対象期間（平成8年7月1日から9年6月30日まで。以下同じ）における委員会の活動状況については、第1章以下で詳述するが、犯則事件の調査・告発、検査及び取引審査の概要は次のとおりである。

(1) 犯則事件の調査・告発

犯則事件の調査については、日本織物加工株式会社株式に係る内部者取引の嫌疑、シントム株式会社株式に係る内部者取引の嫌疑及び野村證券株式会社の損失補てんの嫌疑で強制調査（関係箇所の搜索及び証拠物等の差押え）を実施するとともに、内部者取引の事実につき3件、風説の流布の事実につき1件及び損失補てんの事実につき1件、計5件を証取法違反の罪に該当するとして検察官に対して告発を行った。

この結果、委員会が発足以来これまでの5年間に行った告発は、相場操縦1件、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出1件、内部者取引5件、風説の流布2件及び損失補てん2件、合計11件にのぼっている。

(2) 検査

委員会が行う検査の対象会社は、証券会社や証券業務の認可を受けた金融機関等であるが、このうち、国内証券会社80社、外国証券会社3社及び証券業務の認可を受けた金融機関7機関に対して検査に着手した。

この結果、委員会が発足以来これまでの5年間に行った延べ検査件数は、国内証券会社400社、外国証券会社25社、証券業務の認可を受けた金融機関52機関にのぼっている。

検査の結果、取引ルールの遵守状況については、本事務年度も概ね4割程度の会社で問題点が認められ、営業姿勢については、顧客の利益を軽視した投資勧誘上の問題が認められており、また、内部管理体制については、依然として社内のチェックシステムの運用が形骸化しているなどの問題点も認められ、総じて引き続き改善が必要な状況となっている。

なお、これらの問題点のうち証券会社の役員及び使用人に重大な法

令違反が認められた11社12人については、大蔵大臣に対し適切な措置を講ずるよう勧告を行った。

(3) 取引審査

日常的な市場監視を行う取引審査については、価格形成に関する審査113件、内部者取引に関する審査74件、その他の観点からの審査9件の合計196件につき審査を実施した。

株価形成に関して審査の対象となった銘柄は、発行済株式総数の比較的少ない、いわゆる小型株に属する銘柄が中心となっている。

内部者取引に関して審査の対象となった銘柄は、業績予想の修正、株式分割、発行会社の新株等の発行、業務に起因する損害の発生、配当の変更などの情報の公開に関連したものが多かった。

この結果、委員会が、発足以来これまでの5年間に行った取引審査は、価格形成に関するもの698件、内部者取引に関するもの252件、その他の観点から行ったもの43件、計993件にのぼっている。